



第315号 平成31年(2019年) 3月

熊野町商工会案内

TEL 082 - 854 - 0216

FAX 082 - 854 - 6458

E-mail [kumano@hint.or.jp](mailto:kumano@hint.or.jp)

| 期 日 |   | 行 事 予 定 |                      |
|-----|---|---------|----------------------|
| 3/1 | 金 |         |                      |
| 2   | 土 |         |                      |
| 3   | 日 | ひなまつり   |                      |
| 4   | 月 |         |                      |
| 5   | 火 |         | ・女性部役員会 18:30～       |
| 6   | 水 |         |                      |
| 7   | 木 |         |                      |
| 8   | 金 | コメの日    |                      |
| 9   | 土 |         |                      |
| 10  | 日 |         |                      |
| 11  | 月 |         |                      |
| 12  | 火 | パンの日    |                      |
| 13  | 水 |         |                      |
| 14  | 木 | ホワイトデー  |                      |
| 15  | 金 | お菓子の日   | 所得税確定申告期限            |
| 16  | 土 |         |                      |
| 17  | 日 |         |                      |
| 18  | 月 | コメの日    |                      |
| 19  | 火 |         |                      |
| 20  | 水 |         | ・三役会 16:00～          |
| 21  | 木 | 春分の日    |                      |
| 22  | 金 | 夫婦の日    | ・役員会 12:00～          |
| 23  | 土 | ふみの日    |                      |
| 24  | 日 |         |                      |
| 25  | 月 |         |                      |
| 26  | 火 | ふろの日    |                      |
| 27  | 水 |         |                      |
| 28  | 木 | コメの日    | ・くまのヒットカード役員会 14:00～ |
| 29  | 金 |         |                      |
| 30  | 土 |         |                      |
| 31  | 日 | そばの日    |                      |

## 忘れていませんか？ 確定申告！

商工会並びに青色申告会では、平成30年分個人事業所の青色申告決算及び確定申告の個別相談指導を行っています。ご希望の方でまだ申込されていない場合はお早目に商工会までご連絡下さい。

**商工会受付期間 平成31年3月7日(木)まで(延長)**

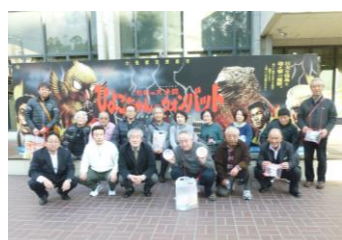
**提出期限 所得税等 平成31年3月15日(金)まで**  
**個人事業者の消費税 平成31年4月1日(月)まで**

## 三部会合同県外研修会

2月5日(火)～2月6日(水)、商業部会、筆部会、建設工業部会、三部会合同で県外研修を行いました。



神戸 コーヒー博物館



大阪 池田市



大阪 黒門市場  
朝の9時過ぎにも関わらず大勢の外国人観光客で賑わっていました。

## 36協定をご存知ですか？

時間外労働を行う場合には、予め、使用者と従業員の代表の方が、サフロック(36)協定を締結し、その協定を労働基準監督署へ届け出ることが必要です。

- 労働基準法では、労働時間は原則、1日8時間・1週40時間以内とされています。これを「法定労働時間」と言います。
- 「法定労働時間」を超えて、従業員に時間外労働(残業)をさせる場合には、
  - ・労働基準法第36条に基づく労使協定(36協定)の締結
  - ・労働基準監督署への届出が必要です。
- 36協定においては、「時間外労働を行う業務の種類」や、「1か月や1年当たりの時間外労働の上限」を決めなければなりません。

## 加入事業所のご紹介

<平成30年1月～12月開催の役員会承認の事業所です。>

|   | 事業所名             | 代表者名  | 業種    | 地区  |
|---|------------------|-------|-------|-----|
| 1 | セーラ美容室           | 香川 澄枝 | サービス業 | 城之堀 |
| 2 | 社会福祉法人あゆみ会       | 馬場 真二 | サービス業 | 平谷  |
| 3 | クリーンカンパニー株式会社    | 松本 大介 | サービス業 | 川角  |
| 4 | 誠産業              | 脇田 誠  | 建設業   | 貴船  |
| 5 | (株)ライトニングライフサポート | 落藤 淳志 | サービス業 | 萩原  |

この他に1事業所の加入がありました。

## 会員募集しています！

商工会では、新規会員の加入推進をしています。ご近所や取引先等のお知り合いの方で、まだ商工会の会員でない方をご存知でしたら是非ご紹介ください。商工会職員が、ご紹介いただいた事業所へお伺いし、ご説明いたします。どうぞ、宜しくお願いいたします。

TEL 854-0216 担当 合野・新谷